

2021
改定版

香美市男女共同参画計画 女性活躍推進計画 (2021～2025年度)

「思いやりプラン」



編集

香美市・香美市男女共同参画推進委員会

発行

2021年4月

香美市立ふれあい交流センター

〒782-0047 高知県香美市土佐山田町 1961 番地

TEL0887-53-2631 FAX0887-53-2622



香美市

はじめに

性別に関わらず個性と能力を發揮し、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現は、我が国における重要課題の一つです。

本市では、男女共同参画社会基本法の理念を基に平成20年に男女共同参画計画を策定し、平成28年には同計画の改定を行い、男女共同参画の学習会や啓発等の取組を推進してまいりました。しかしながら依然として、男性も女性もともに平等な立場であらゆる分野に参画できる、男女共同参画社会の実現には未だ至っていないのが現状です。

こうしたことから、このたび、計画の改定年次を迎えたことに伴い、これまでの計画の進捗を整理検証し、市民の皆様の男女共同参画に対する意識の変化や意見を反映するため、市民意識調査を実施し、本市の実情に即した施策を展開するべく、第3回改定版(女性活躍推進計画と一体)を策定いたしました。

令和3年度からの5年を期間とするこの計画では、男女共同参画社会の実現を目指し幅広い取組を着実に進めていきたいと考えており、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様をはじめ、香美市男女共同参画推進委員会の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年4月

香美市長 法光院 晶一

思いやりプランの基本理念

香美市は、性別に関係なく市民の個性と能力を活かし、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせるような社会づくりを基本理念とし、香美市男女共同参画計画ならびに女性活躍推進計画を策定しました。そして、男女共同参画を推進するために5つの柱を掲げ、さまざまな施策に取り組んでいます。

男女共同参画社会について

☆男女共同参画社会基本法（前文抜粋）

憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、**男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現**は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

☆男女共同参画社会の定義（男女共同参画社会基本法第2条抜粋）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。



しいたけ
たけちゃん

「Happy to be born in Kami（香美市に生まれて幸せやき!）」

作詞：香美市の子どもたち 作曲・編曲・歌：堀内 桂

We are happy to be born in Kami

目覚めた朝の空 透き通る青 今日が最高って感じる
僕らが住んでる この街は いつでもみんなを待ちゆうき

山のめぐみのおいしい空気を 体いっぱい吸い込んだ
元気があふれて笑顔になる そんな香美市にありがとう

LA LA LA Happy to be born Happy to be born ここで生まれて 幸せ



龍河洞
リョウカウ
くん

香美市イメージキャラクター
©やなせたかし

男女共同参画社会を 実現するための5つの柱

人権の尊重

個人としての威厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されること、一人ひとりの人権が尊重されること。

社会の諸制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

国際社会の取組との協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調のもとに行われること。

家庭での相互協力と職業生活とその他の活動との両立

互いに協力しあい、社会の支援のもと、子育て、家庭の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、学習、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

意思の形成及び決定過程への共同参画

女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。



- 家族は、それぞれひとりの人間として人格を尊重し合い、お互いに感謝と思いやりの心を大切にしましょう。
- 家族が協力して、家事・育児・介護などを分担しましょう。
- 家族みんなで、男女共同参画について話し合う機会をもって、家庭や地域社会のあり方を考えてみましょう。
- 家族がお互いの健康をチェックし、元気に生活がおくれるように助け合いましょう。
- 性別にとらわれず、子どもたちの個性を伸ばしましょう。(持ち物や服装の選び方、進路など。)

◆行政の役割

- 家族がお互いの人格を尊重した家庭環境をつくるための啓発を進めます。
- 家族が協力できるように、「料理教室」「育児教室」「介護教室」などを充実させます。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）*1 に対する啓発を進めるとともに、相談窓口を充実させ、情報発信に努めます。また、関係機関と連携し、速やかな保護などを行える体制づくりに努めます。
- 子育て支援策の充実に努めます。
- 各種団体のネットワークづくりを推進し、支援します。
- こうち男女共同参画センター「ソーレ」*2 やNPO団体と連携して、男女共同参画についての研修会等を開き、地域住民のエンパワーメント*3 をはかります。
- 審議会等、意思決定の場への女性の参画を推進します。
- 出産や育児の不安を解消し、安心して出産・育児ができる相談体制を充実します。



*1：ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。直訳は「家庭内暴力」だが、法的に婚姻関係がなくても恋人同士にも使われる。

*2：こうち男女共同参画センター「ソーレ」

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、「女性と男性の自立」と「女性の地位向上」を目的とした多彩な事業を展開している。

*3：エンパワーメント

直訳すると「力をつけること」と訳されるが、女性の能力開発と発揮、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念を意味する。



- 保護者会・PTAの研修会の中で、積極的に男女共同参画についての研修を取り入れてみましょう。
- 保育園・学校等での教育内容に関心をもって、参観日などに出かけるようにしましょう。
- 保育園・学校等・地域で連携して子どもたちを育てる取り組みを進めましょう。
- 学校と家庭との連携で性教育、メディア・リテラシー*4 の教育を進めましょう。

◆行政の役割

- 子どもたちに、いろいろな角度から男女平等や人権について考える機会を設けます。
- 「隠れたカリキュラム」*5 に注意して、男女平等の保育園・学校づくりをめざします。
- 自由な職業選択ができるよう、子どもたちの個性や能力を生かせるキャリア教育を行います。
- 男女共同参画に関する図書の充実を図ります。
- 保育士・教職員が男女共同参画についての研修に取り組み、お互いに意見交換できる場を設けます。
- 学校から家庭や地域に情報発信しながら三者がひとつになっての男女共同参画社会づくりを進めます。
- 学びの場で、それぞれの年齢に応じた、適切な性教育を実施し、授業内容を充実させます。
- 子どもの権利条約*6 などについて、学習の機会を設けます。



*4：メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

*5：隠れたカリキュラム

固定的な性別による役割意識を、学校教育・学校生活などの中で無意識のうちに伝達しているもの。

*6：子どもの権利条約

1989年に国連で採択された、18歳未満の全ての子どもの人権を保障する条約。性的搾取からの保護・差別の禁止などが明記。



- 雇用・配置・登用などについて男女機会均等を進めましょう。
- 職場の慣行を見直すとともに、一人ひとりの能力を正しく評価し、性別で限定しない職種やシステムづくりを推進しましょう。
- 意思決定の場への女性の積極的な参画を進めましょう。
- 男女共同参画について職場での研修機会を増やしましょう。また、研修には積極的に参加しましょう。
- 職場内での相手の呼び方に注意しましょう。(名前の呼び捨てなど)
- 性別による軽視・蔑視やセクシャル・ハラスメント*7 などのない職場づくりを進めましょう。
- 職場での十分な健康管理を推進しましょう。

◆行政の役割

- 事業所などにおいて男女雇用機会均等が図られ、男女共同参画が推進されるよう啓発や研修機会を支援します。
- 安心して妊娠・出産・子育て・介護などができる職場環境の整備を進めるために、関係機関と連携して情報提供などを行います。
- セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止など、男女共に働きやすい環境づくりを進めます。
- ワーク・ライフ・バランス*8 を推進します。
- 女性の就労に関する支援・情報提供を行います。



*7：セクシャル・ハラスメント

「相手の意に反する性的言動」という意味で、職場や学校等で起きる性的いやがらせを指す。性的な言動に対する相手方の反応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。

*8：ワーク・ライフ・バランス

働く人々一人ひとりが、「仕事」と子育てや介護など「生活」との調和をとり、両方を充実させることのできる働き方・生き方のこと。



- 男女共同参画社会をつくるために、地域のしきたりや慣習を見直しましょう。
- 市や地域の行事や学習の場に積極的に参加しましょう。
- 地域における世代間交流の機会を増やしましょう。
- 子育てや介護予防、災害対策などについては、地域全体で支え合いましょう。
- 地域のボランティア活動へ積極的に参加しましょう。

◆行政の役割

- 地域における男女共同参画や支え合いを進めるための研修機会を提供します。
- 市の審議会や協議の場へ女性の登用を推進します。(目標を40%以上とします。)
- 子育てに必要な設備を公共施設等に充実させます。
- 地域のボランティア活動を活性化するため、広報活動や研修機会などの支援を行います。
- 女性の視点を反映させた地域防災の取り組みを進めます。



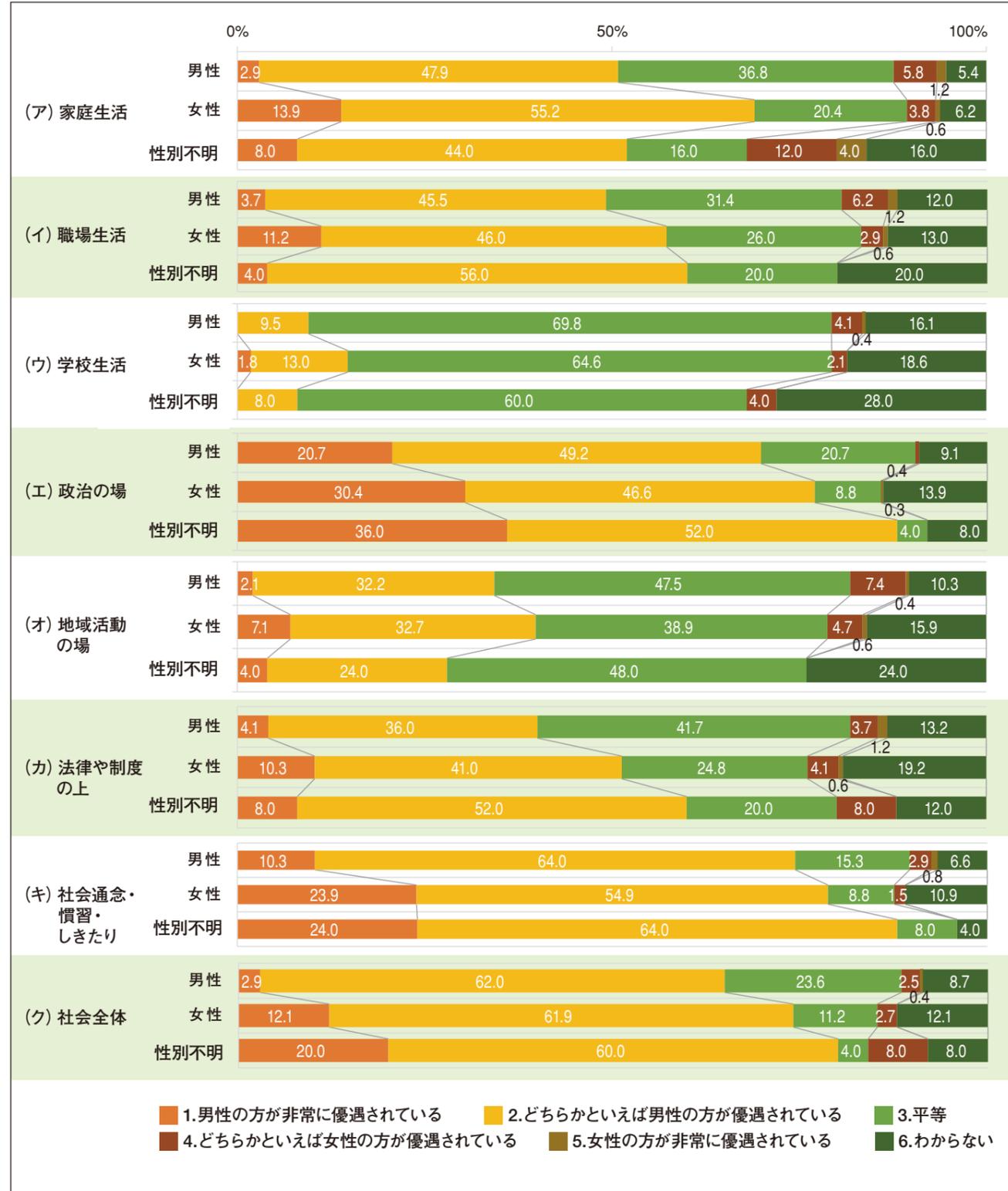
香美市男女共同参画社会に関する市民意識調査結果

2020年1月実施。

有効回答者数606名（男242人・女339人・性別無回答25人）回収率30.3%

（注：回答率は少数第2位を四捨五入し表示しているため、合計が100%にならない場合があります。）

問1 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。【全員回答】N=606 選択数:1



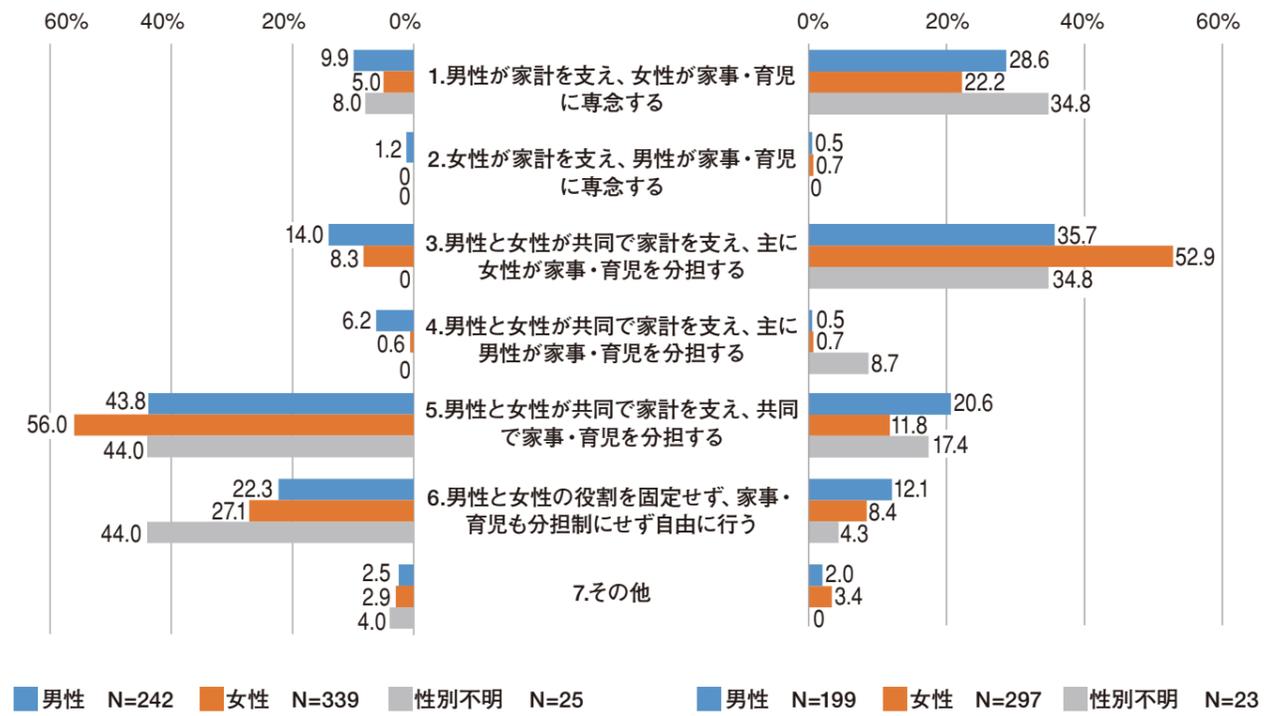
問2 家庭生活における男女の役割分担の理想と現実について、伺います。

(1) あなたの理想に最も近いものはどれですか。【全員回答】N=606 選択数:1

(2) あなたの家庭での実際の役割分担に最も近いものはどれですか(どれでしたか)。

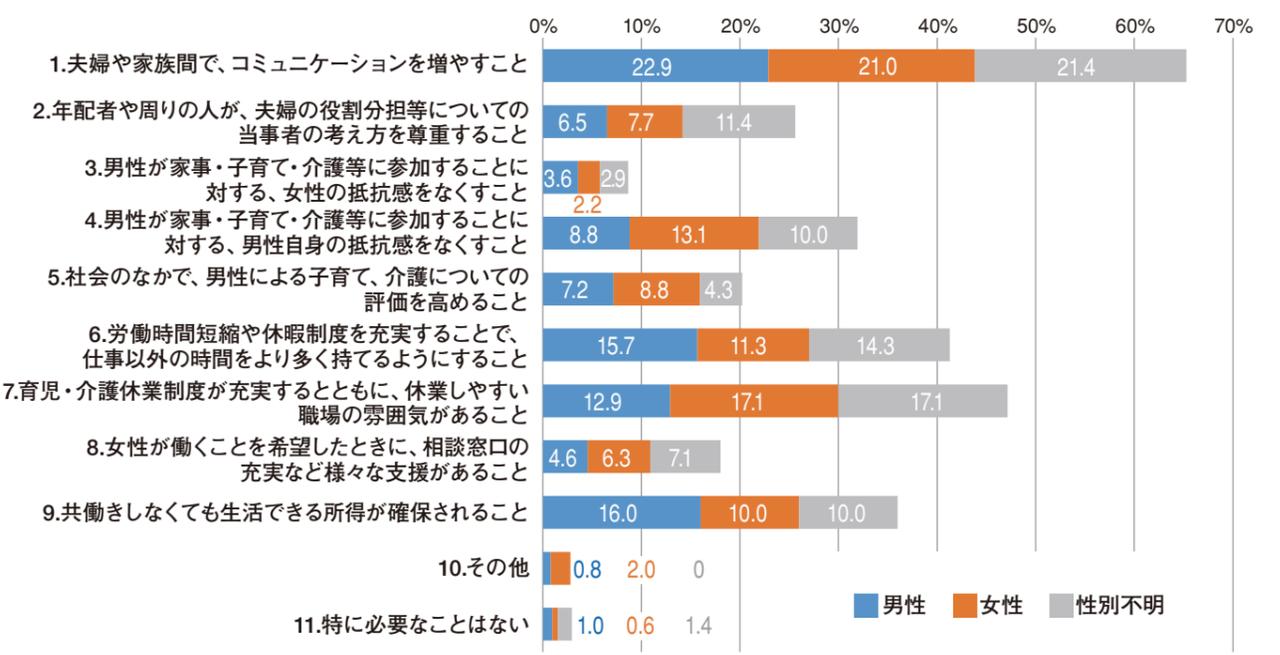
【結婚している(またはしたことがある)方のみ回答】N=519 選択数:1

(1) 理想 N=606 選択数:1

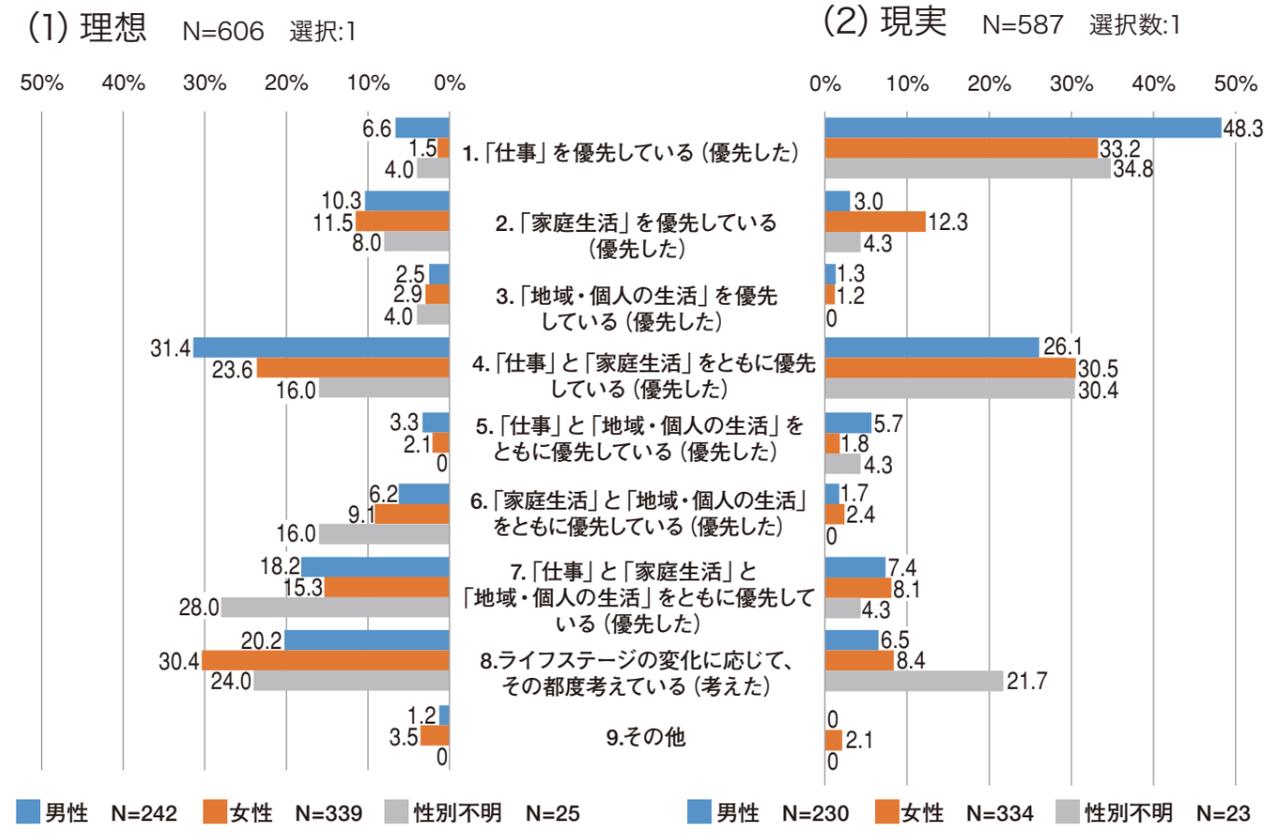


問3 あなたが考える理想的な男女の役割分担が実現するためには、どんなことが必要だと思いますか？

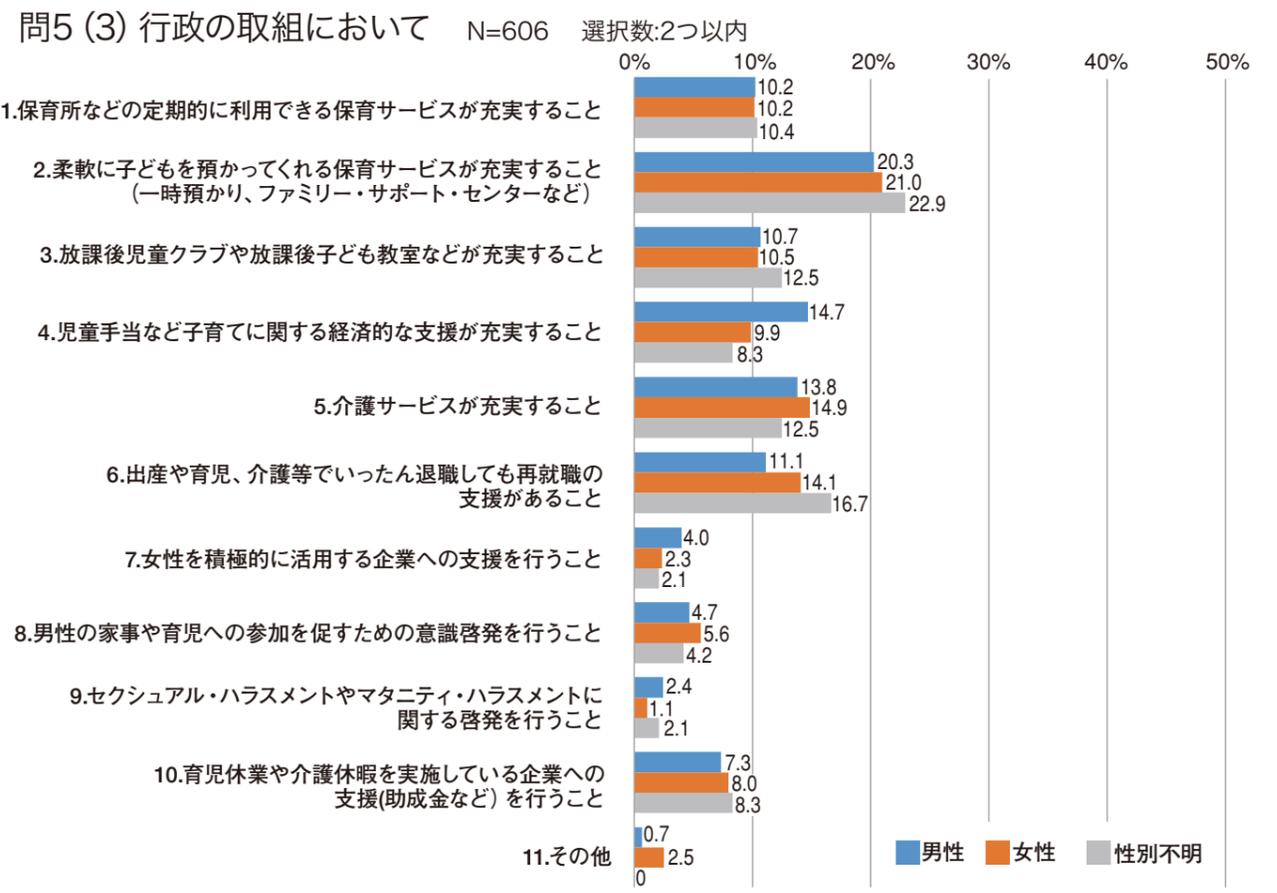
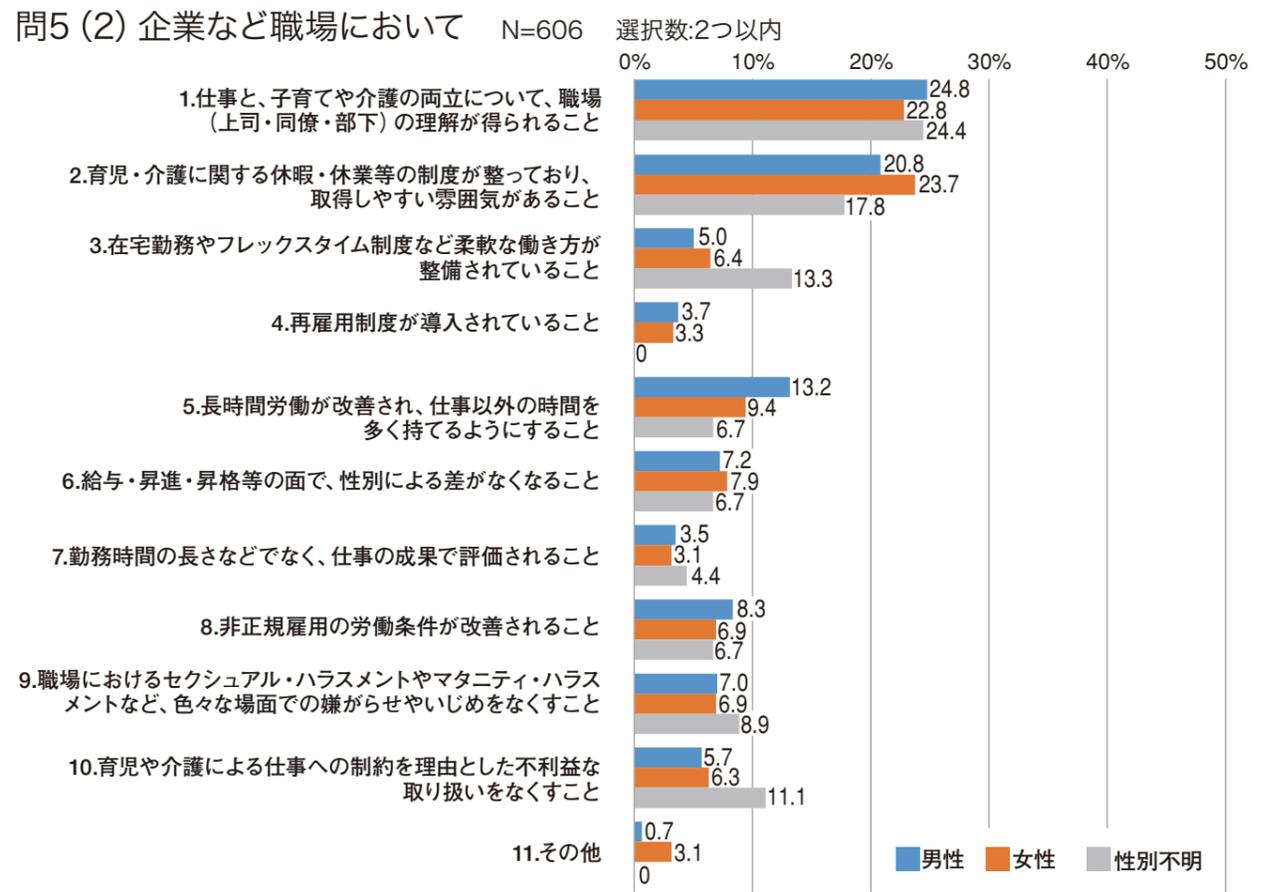
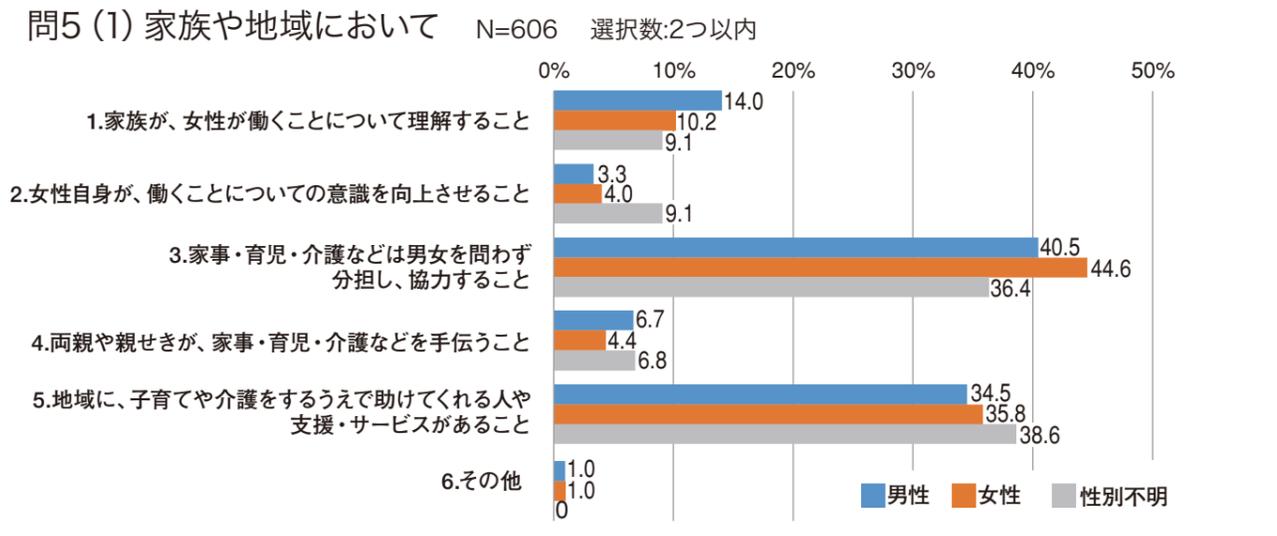
【全員回答】N=606 選択数:3つ以内



問4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について、伺います。
 (1) 生活の中での、「仕事」と「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの理想に最も近いものはどれですか?【全員回答】N=606 選択数:1
 (2) あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか(どれでしたか)。
 【働いている(または働いたことのある)方のみ回答】N=587 選択数:1



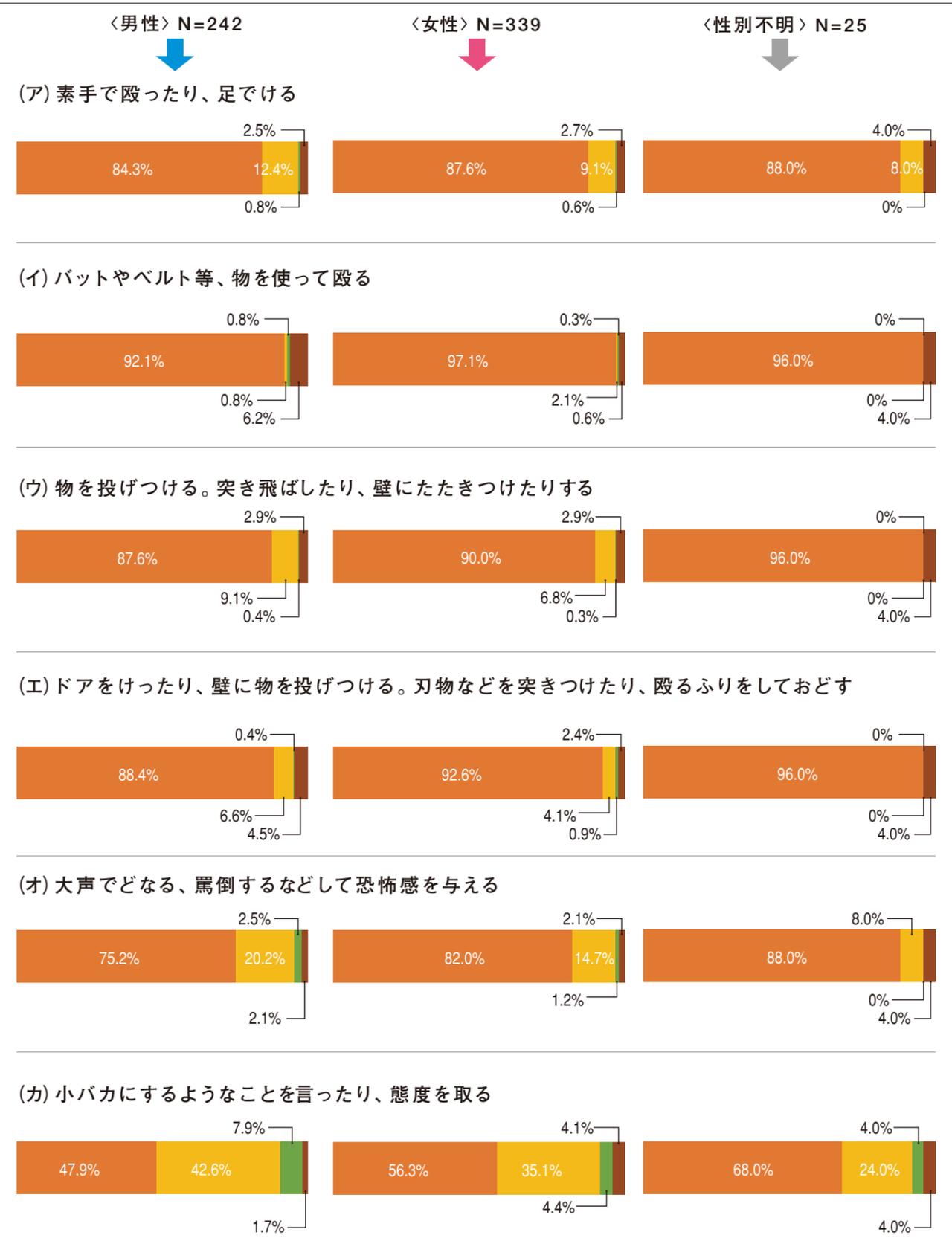
問5 男女がともに働きやすくなるためには、(1) 家族や地域において、(2) 企業など職場において、(3) 行政の取組において、それぞれどんなことが必要だと思いますか。(2つまで○印)
 【全員回答】N=606 選択数:2つまで



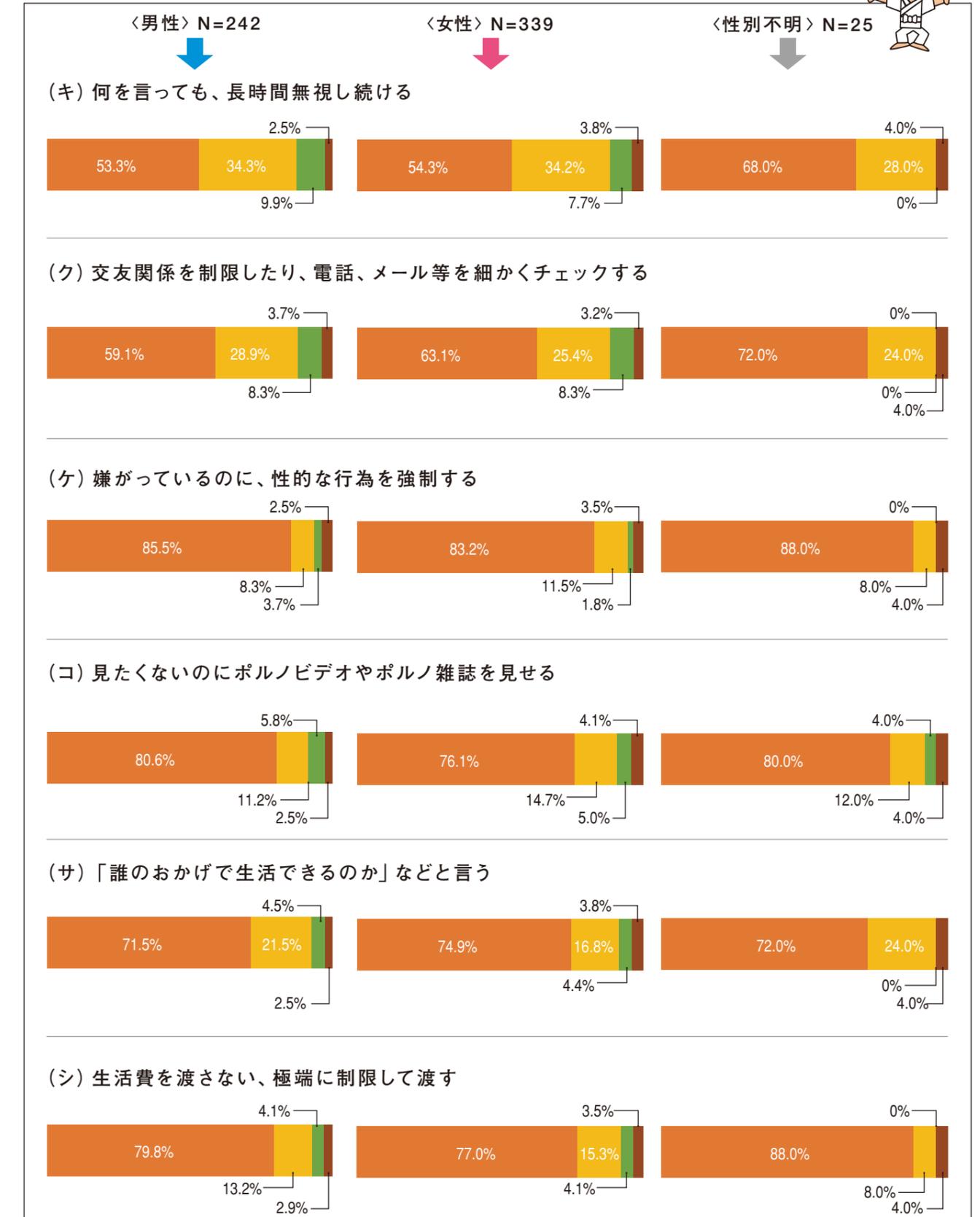


問6 あなたは、配偶者や恋人があなたに対して、次のようなことをした場合、それを暴力だと思いますか。(あなたの気持ちに最も近い番号1～3に1つだけ○印)

【全員回答】N=606 選択数:1

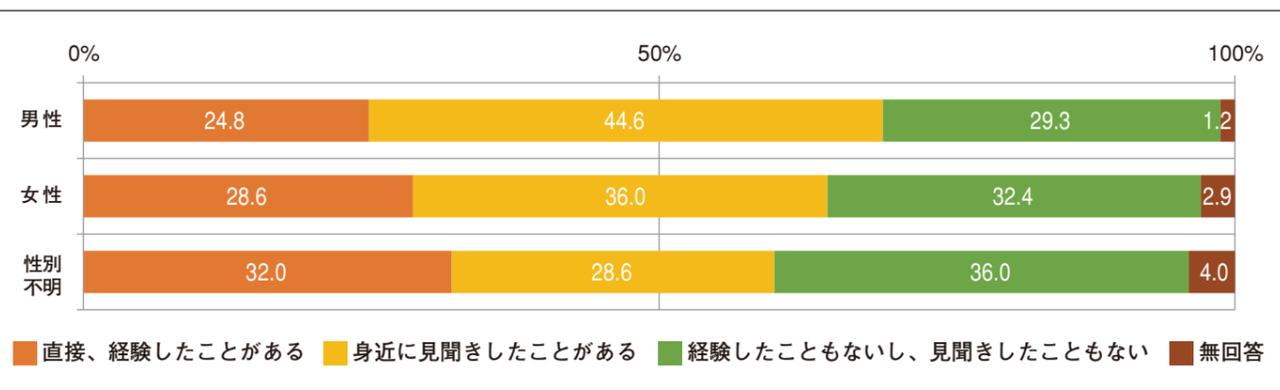


1.どんな場合も暴力に当たると思う 2.暴力の場合とそうでない場合がある
3.暴力に当たると思わない 無回答

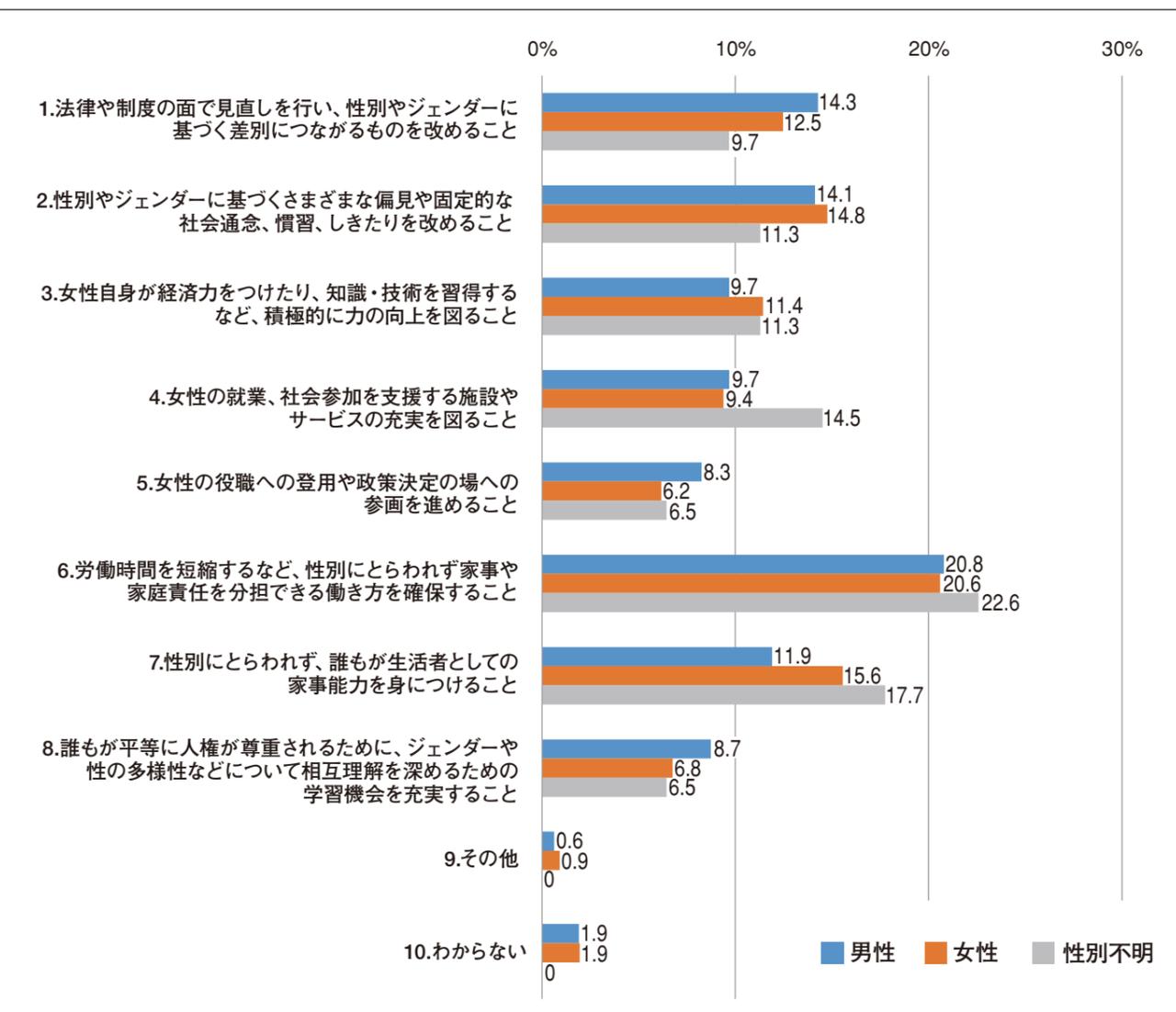


問7 あなたは問6(ア)～(シ)のようなことを経験したり、見聞きしたことがありますか？

【全員回答】N=606 選択数:1



問8 あなたは、今まで以上に男女共同参画社会を実現するためには、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。【全員回答】N=606 選択数:3つ以内



香美市男女共同参画行動計画

男女共同社会の実現のためには、男女がともに家庭・学校・職場・地域等で、男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識を持ち、社会のさまざまな分野に対等な立場で参画していくことが必要です。

香美市では、男女共同参画社会づくりに総合的、計画的に取り組んでいきます。

* 女性と防災：地域防災における女性活動の支援促進〈防災対策課〉

- 行動計画・地域防災における女性の視点を強化
- ・防災会議等への女性の参画、地域防災活動の支援
 - ・地域防災への情報提供

* 家事、育児、介護：「料理教室」「育児教室」「介護予防教室」などの充実

- 行動計画・各公民館や社会福祉協議会など関係機関や各種団体との連携
- ・市広報やホームページ等での啓発
 - ・学習会、講演会などの啓発事業の実施

* 子育て支援：安心して出産・子育てができる体制を整える子育て支援の充実

- 行動計画・各機関、各団体との連携システムづくりを踏まえた取り組みの実施

* 学校教育：学校教育における男女共同参画〈教育振興課〉

- 行動計画・教育委員会との意見交流の実施

* 女性ネットワーク：女性のネットワークづくりとエンパワーメント

- 行動計画・市広報やホームページ等で情報提供
- ・各機関、各団体とのネットワークづくりを踏まえた会合の実施

* 企業：職場における男女共同参画〈生涯学習振興課〉

- 行動計画・「香美市企業等人権啓発連絡会」との連携強化
- ・職場内での啓発や研修機会の提供

* 女性の参画比率：各機関の女性の参加比率の向上

- 行動計画・男女比で女性40%以上が目標

* 市内での取り組み：行政の中でのさらなる意識向上〈総務課〉

- 行動計画・育児、介護休業制度の取得環境の整備
- ・研修の充実



©やなせたかし

※〈 〉内は香美市での担当課です。

香美市の各種統計

◆人口 : 25,959人 (R2.4.1 現在)
: 27,056人 (H27.4.1)

◆男女比 : 男 47.0%・女 53.0% (R2.4.1 現在)
: 男 46.7%・女 53.3% (H27.4.1)

◆出生率 : 5.0%[人口千人あたり] (R2.4.1 現在)
: 5.5%[人口千人あたり] (H27.4.1)

◆高齢化率 : 39.7% (R2.4.1 現在)
: 37.3% (H27.4.1)
(65歳以上人口が総人口に占める割合)

◆女性労働力率(労働力率:労働力状態で「不詳」を除く15歳以上の人口に占める労働人口の割合)
: 香美市 48.0% / 高知県 50.0% (H27.10.1)
: 香美市 48.1% / 高知県 49.8% (H22.10.1)

◆15歳以上人口 : 23,282人(うち就業者 集計中) (R2.10.1 現在)
: 24,650人(うち就業者 12,417人) (H27.10.1)
: 25,304人(うち就業者 12,847人) (H22.10.1)

◆香美市の職員男女割合(任期付短時間・再任用職員を含む)
: 職員総数 406人 ・男 52%(213人)・女 48%(193人) (R2.4.1 現在)
: 職員総数 390人 ・男 55%(214人)・女 45%(176人) (H27.4.1)

◆香美市の職員に占める管理職の男女割合
: 管理職総数 28人 ・男 71%(20人)・女 29%(8人) (R2.4.1 現在)
: 管理職総数 24人 ・男 88%(21人)・女 12%(3人) (H27.4.1)

◆香美市が雇用している非常勤・会計年度任用職員等の男女割合
: 総数 300人 ・男 16%(48人)・女 84%(252人) (R2.4.1 現在)
: 総数 275人 ・男 12%(33人)・女 88%(242人) (H27.4.1)

◆香美市議会議員の男女割合
: 議員総数 20人 ・男 70%(14人)・女 30%(6人) (R2.4.1 現在)
: 議員総数 20人 ・男 75%(15人)・女 25%(5人) (H27.4.1)

◆香美市の審議会等委員の男女割合
: 委員総数 1,138人[のべ] ・男 65%(753人)・女 35%(411人) (R2.4.1 現在)
: 委員総数 981人[のべ] ・男 61%(598人)・女 39%(383人) (H27.4.1)

◆香美市の自主防災組織数
: 178組織 (R2.4.1 現在)
: 159組織 (H27.4.1)



物部
アユちゃん
©やなせたかし

相談窓口をご紹介します!!

相談内容	相談窓口	〒	住所	電話番号	受付時間
男女共同 参画	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
	高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9651	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	法務局人権相談(全国共通)			0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	香美市立ふれあい交流センター	782-0047	香美市土佐山田町 1961 番地	0887-53-2631	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
女性に関 する相談	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9555	9:00~12:00・13:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	780-8015	高知市百石町 2-34-8	088-833-0783	9:00~17:15・18:00~22:00(土日祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00・12:50~17:30・17:40~20:00(土日祝日)
男性のため の悩み相談	女性の人権ホットライン	780-8509	高知市柴田町 2-2-10 (高知よさこい県都合同庁舎 8階) 高知地方法務局 人権擁護課	0570-070-810	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	18:00~20:00 (毎月第1・3火曜日第4水曜日)(要予約)
セクシャル ハラスメント	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9555	9:00~12:00・13:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
	高知労働局 雇用均等室	780-8548	高知市南金田 1-39	088-885-6041	8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)
暴力(DV) に関する 相談	高知県女性相談支援センター	780-8015	高知市百石町 2-34-8 (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	9:00~17:15・18:00~22:00(土日祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00・12:50~17:30・17:40~20:00(土日祝日)
	警察総合相談電話(全国共通)			#9110 088-823-9110	24時間
	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9555	9:00~12:00・13:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
	女性の人権ホットライン	780-8509	高知市柴田町 2-2-10 (高知よさこい県都合同庁舎 8階) 高知地方法務局 人権擁護課	0570-070-810	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
性犯罪 被害相談	香美市福祉事務所	782-8501	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-3117	8:30~12:00・13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	女性被害相談電話 レディースダイヤル 110 番	780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30 高知県警察本部 県民支援相談課	088-873-0110	24時間
子ども・ 青少年に 関する 相談	児童家庭支援センター高知 みその(電話相談)	780-0062	高知市新本町 1-7-30	088-872-6488	8:30~18:00
	子どもの人権110番	780-8509	高知市柴田町 2-2-10 (高知よさこい県都合同庁舎 8階) 高知地方法務局 人権擁護課	0120-007-110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	24時間子ども SOS ダイヤル	780-8031	高知市大原町 120-1 高知県心の教育センター	0120-0-78310	24時間
	高知県心の教育センター来所 予約・教育相談電話	780-8031	高知市大原町 120-1 高知県心の教育センター	088-821-9909	9:00~17:00 (祝休日・年末年始を除く)
	高知県中央児童相談所	780-8081	高知市若草町 10-5	088-821-6700	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	子どもと家庭の110番	780-0062	高知市新本町 1-7-30	088-872-0099	9:00~18:00 (年末年始を除く)
	高知県幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川 1-6-21	0880-37-3159	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
出産・ 育児相談	高知県思春期相談センター 「PRINK」	780-0915	高知市小津町 6-4 県立塩見 記念青少年プラザ 4F	088-873-0022	13:00~19:00 (日祝日・年末年始を除く)
	香美市福祉事務所 (家庭児童相談員)	782-8501	香美市土佐山田町 宝町 1-2-1	0887-53-3144	8:30~12:00・13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	少年育成センター	782-8501	香美市土佐山田町 宝町 1-2-1	0887-53-1083	8:30~12:00・13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	教育支援センター 「ふれんどるーむ」	782-0034	香美市土佐山田町 宝町 2-3-3 西庁舎	0887-52-9284	9:00~12:30・13:30~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
	子育てセンターなかよし	782-0016	香美市土佐山田町 山田 1150-1	0887-53-1008	8:30~12:00・13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
出産・ 育児相談	子育てセンターびらふ	781-4212	香美市香北町美良布 1085	0887-59-3121	8:30~12:00・13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	子育て・女性健康支援 センター高知	781-0112	高知市仁井田 1029	088-855-8533	9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
	香美市健康介護支援課 親子すこやか班	782-8501	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-52-9281	8:30~12:00・13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

※この冊子の相談窓口は、令和3年1月1日現在で作成しています。